

## 退会手続き提出書類について

当協会を退会する場合は、届出事由が生じた日から30日以内に、埼玉県庁建築安全課宅建業免許担当に「廃業等届出書」等の提出を行った後、併せて協会への退会届等の提出をお願いいたします。

書類請求のご連絡をいただいた後、関係書類をお送りいたします。書類が到着しましたら該当事項にご記入押印のうえ、添付書類とともにご返送ください。

埼玉県本部事務局 048-866-5225

廃業する場合	①退会届（協会） ②退会届（日政連） ③弁済業務保証金分担金振込指定用紙 ④確約書 ⑤廃業等届出書（様式第三号の五）【県庁に提出したコピー】 ⑥印鑑証明書【県庁に提出したコピー】
免許期間満了の場合	①退会届（協会） ②退会届（日政連） ③弁済業務保証金分担金振込指定用紙 ④確約書 ⑤宅地建物取引業者免許失効証明書（埼玉県_様式第二号関係） ⑥印鑑証明書【県庁に提出したコピー】

### ※以下の点にご注意ください

- 埼玉県本部の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとなっております。  
【公益社団法人 不動産保証協会 定款第45条、公益社団法人 全日本不動産協会 定款第45条】
- 事業年度内に県庁に廃業届を提出された方、および免許の有効期間満了につき更新をしない方は、当該事業年度内（毎年3月31日迄）に退会届等全ての書類を埼玉県本部にご提出ください。なお、毎年4月1日以降に退会届を提出した場合には、当該事業年度の会費を全額お支払いいただくこととなりますので、ご了承ください。  
【公益社団法人 不動産保証協会 定款施行規則第3条1項、公益社団法人 全日本不動産協会 定款施行規則第3条1項】
- 退会手続きには、事務手数料及び官報公告費用をご負担いただきますので、ご了承ください。  
【公益社団法人 不動産保証協会 埼玉県本部 規約施行規則第18条、公益社団法人 全日本不動産協会 埼玉県本部 規約施行規則第18条 他】